

(1) 「質疑書」(様式1)

令和 年 月 日

多摩市長 殿

申込者 所在地

名 称

代表者

担当者氏名

電話番号

Eメールアドレス

質 疑 書

質問事項	質問内容

(2) 「見積書」(様式2)

令和 年 月 日

多摩市長 殿

申込者 所在地
名 称
代表者 実印

担当者氏名
電話番号
Eメールアドレス

見積書

たま広報及び多摩市公式ホームページ広告掲載業務について、募集要領に基づき下記の通り見積りします。

名称	数量	単位	単価	金額
たま広報広告掲載業務	92	枠		
多摩市公式ホームページ広告掲載業務	72	枠		

合計金額 円

- ※ 見積金額は、契約期間の総額および税抜で記載してください。内訳として、表内の単価及び金額も記載してください
- ※ 見積金額は、アラビア数字で記入し、金額の最初に必ず「¥」を記入してください
- ※ 見積書の印鑑は、必ず実印を使用してください
- ※ 見積金額を書き損じた見積書は無効です。一度提出した見積書の変更又は取消しはできません

(3) 「事業者概要」(様式3)

令和 年 月 日

多摩市長 殿

申込者 所在地

名 称

代表者

実印

事業者概要

申込者の事業者概要は、下記のとおりです。

名称	
主たる事務所・事業所の所在地	
主として営む事業 (○で囲む)	製造業・建設業・運輸業・卸売業・サービス業・小売業・旅館業・ ゴム製品製造業・ソフトウェア業又は情報処理サービス業 その他の業種 ()
設立年月日	
資本金	
従業員	総数 人 ※申込日の前月の1日現在で常時雇用する従業員の人数を記入してください。従業員とは 労働基準法第20条の「予め解雇の予告を必要とする者」のことです。
主要拠点 営業拠点	
業務内容	
業績	

(4) 「多摩市暴力団排除条例に係る誓約書」(様式4)

多摩市暴力団排除条例に係る誓約書

令和 年 月 日

多摩市長 殿

私（当法人及び当法人役員等）は、多摩市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団関係者と認められる者でないことを誓約します。

また、上記のものでないことを確認するため、多摩市が本様式に記載された全ての者の個人情報を警視庁に照会することについて同意します。

申込者 所在地

名 称

代表者

実印

役職名	フリガナ 氏 名	生年月日 (年号M/T/S/H)			性別 (M/F)	住所 (マンション名・部屋番号)
取締役	タマ タロウ 多摩 太郎	S	46	11	1	M 多摩市関戸6-12-1 多摩マンション101号

※ 役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、又はこれらに準じる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含みます。

関係法令

1) 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（2）多摩市契約事務規則（抄）

（競争入札参加者の資格の制限）

第3条 市長は、特別の理由がある場合を除くほか、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後3年間競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(3) 多摩市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

お問い合わせ先および提出先

(1) お問い合わせ先および提出先

多摩市企画政策部秘書広報課

〒206-8666 東京都多摩市関戸6丁目12番地1

電話 042-338-6812(直通)

Eメールアドレス tm031000@city.tama.tokyo.jp

(2) 多摩市役所交通案内

○徒歩で

永山駅から 15 分

○バスで

①聖蹟桜ヶ丘駅（京王線）から

聖蹟桜ヶ丘駅北側の京王百貨店1階のバスタークミナル7番・8番乗り場から多摩市役所を経由するバスに乗車し、「多摩市役所」下車。乗車時間約 10 分

②永山駅（京王相模原線・小田急多摩線）から

永山駅東側の5番乗り場から多摩市役所を経由するバスに乗車し、「多摩市役所」下車。乗車時間約 5 分

③多摩センター駅（京王相模原線・小田急多摩線・多摩モノレール）から

バスタークミナル6番乗り場から、多摩市役所を経由するバスに乗車し、「多摩市役所」で下車。乗車時間約 15 分